

岐阜県防災ヘリコプター運用検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 岐阜県防災ヘリコプター（以下、「防災ヘリ」という。）の運用に係る問題や課題について、検討を行い、防災ヘリの運用の効率化等を図るため「岐阜県防災ヘリ運用検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 防災ヘリの運用に関する事項
- (2) その他防災ヘリの運用に関連する必要な事項

(委員)

第3条 委員は、関係機関等から、岐阜県危機管理部長が選任した者とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、事務局が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となり、議事を進行する。
- 3 委員会の会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、岐阜県危機管理部防災課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月21日から施行する。